

知的ネットワーク時代の ネット所有権入門

ドメインの新しい問題

ネットワーク知的所有権研究会

弁理士 松倉秀実
Hidemi Matsukura

弁護士 寺本振透
Teramoto Shinto
<http://www.st.rim.or.jp/~terra/>

第37回

インターネットのドメイン名をめぐって

最近、インターネットのドメイン名をめぐるさまざまな紛争が新聞や雑誌でもしばしば紹介されています。このような情勢の中、日本の弁理士会も、この問題について積極的に提案を行っています。そこで、今回は、寺本振透(て)が松倉秀実(ま)にさまざまな質問をするという形で、紹介して参ります。

最新の国内の状況

て：最近、インターネットのドメイン名をめぐっているいろいろと紛争があつたり提案が出されたりしているようですね。まずは、日本の弁理士さんたちによる提案の状況から教えていただけないでしょうか？

ま：弁理士会からJPNICに対して行っている提案があります(<http://www.asahinet.or.jp/%7Egv8h-mtkr/jpnic1.htm>)。これには、3つのポイントがあります。

第一は、地理的名称、一般名称、公序良俗にかかる用語などは申請時に登録を拒否してほしい、ということです。

第二は、申請されたドメイン名が周知または著名な商標と同一か類似の場合には、その申請を拒絶してほしい、ということです。

第三は、あるドメイン名を取得した人と商標権者との間で争いが生じた場合は、日本弁護士連合会と弁理士会とで設立を予定している工業所有権仲裁センターで解決をはかるようにしてほしい、ということです。

地理的名称に関する扱い

て：第一点に質問です。地理的名称そのもの、例えば、osaka.co.jpといったドメイン名の申請は拒絶してもらいたいということなのですね？

ま：そのとおりです。誰もが知っている地名については、一私人にそのネーミングを独占させることには不都合が多いと考えられるからです。

て：では、町内会とか地方自治体が地名をドメイン名に使いたいという場合には、どうお考えでしょうか？

ま：地方自治体そのもののように、明らかにその地名と密接な関係を持っている団体がその地名をドメイン名として使うのは構わないのでしょうか。

とはいっても、商標でもよく問題になることですが、SAPPOROは地名ではありますが、ビール会社の名称として永年知られています。このように既得権があるとみられるものは別に考える必要があるでしょうね。

商標法では、商標は商品・サービスの区分ごとに権利を取得できますが、地理的名称や公序良俗については、区分は関係なく、つまりどの区分であろうか登録を認めないという取り扱いがされています。もちろん、商標とドメインとは異なるものですが、URLとして用いられるときに、ユーザーにとって一定の識別を行う基準になるという意味では商標に準じた扱いをする必要があるかもしれません。

て：では、地名が固有名詞から発生している場合、たとえば、四天王寺から派生した天王寺とかいうのがありますよね。

それから、逆に、多くの会社や商店が、1つの地名、たとえば、ブロードウェイとかウォールストリートとかいう名前を自分の名前の一部として用いている例があります。これらについては、どう扱えばよいでしょうか？

ま：場合によると思います。東京でも泉岳寺というお寺が、都営地下鉄の泉岳寺駅に対して泉岳寺という名前を勝手に使うなどといって訴訟になったケースがありました。もちろん、お寺側の主張は通りませんでしたけど。まあこの場合は、お寺の泉岳寺が誰も地下鉄の駅を運営しているとは思わないでしょうけれども、使われ方によって一般ユーザーが誤認する可能性のある地名でし

たらやはり問題でしょう。要は、あらかじめ厳しい基準を用意しておいて地名のドメイン登録を一切認めないか、あるいは最低限の基準にしておいて、ユーザーを惑わすような使い方をしたらドメインを取り消すようにするかということになるでしょう。

て：たとえば、大阪市の御堂筋という大通りの下を、地下鉄御堂筋線が走っています。これを材料に考えてみましょう。

ま：地下鉄に関係ない人、たとえば、アダルトものの会社がmidosujiunderground.co.jp とかを登録すると困ったことになりますね。何も知らない人は、地下鉄御堂筋線の情報かと勘違いしてしまいます。

て：なるほど。ところで、現実的には、鉄道ファンの人がmidosujisubway.co.jp とかを登録したいと思うかもしれません。一方、大阪市の交通局も御堂筋線の広報用に同じようなドメイン名を使いたいかもしれません。このようなぶつかり合いがあった場合は、公益性があるほうを優先させるべきだとお考えでしょうか？

ま：このような状況では、地下鉄御堂筋線そのものについて公的な情報にアクセスしたい人が多数いると思われます。たとえば、地震が起きたときに、御堂筋線が走っているかどうかを知るために、midosujisubway.co.jp と入力したいと考えるのが普通でしょう。そのときに鉄道ファンの方の地下鉄車両蘊蓄のサイトに飛んでしまうと困るかも？

て：なるほど。平常時ならそれはそれで当初の目的を忘れて鉄道ファンのサイトに入ったりしかねませんが、<=>「て」は、実は、人知れず「鉄ちゃん」であるらしい;-)

ま：私の個人的な意見としては、地理的名称のうち、都道府県市区ぐらゐまでは、私人に独占させるべきでないでしょうが、そ

の下の町名や通りの名前までは厳しくすべきではないでしょうね。

て：私が1994年に取り扱ったケースとして、ある会社がx x x .co.jp をすでに登録して使っていたところ、後になって、x x x .or.jp が登録されたことをWHOISで確認したので、混乱を避けるために、そちらの責任者をお願いして、別のドメイン名に変更していただいたものがあります。そういったことをもっと組織的にかつ公にして、情報にも簡単にアクセスできるようにしていくとよいのでしょうか？

ま：そうですね。どの人がどのようなドメインを登録または登録しようとしているのかをもっとみんなに分かりやすくするシステムがあってもよいですね。登録されては困る人がいれば自発的にネット上で異議を述べて、両当事者が意見を述べあって解決するのも良い方法です（新たなドメインネームシステムとして発足しているgTLDにはWIPO（世界知的所有権機関）でのACP（仲裁）が規定されています）。

国境を越えたドメインの問題

て：ちょっと横道にそれた質問なんですけど、国際私法の石黒教授が強調しておられるとおり（石黒一憲「ボーダーレス・エコノミーへの法的視座 第七十九回 サイバースペースにおける国際的著作権侵害- 抵触法的考察（上）」日本関税協会「貿易と関税」1998年1月号130頁）知的財産権と抵触法との関係が気になります。ネット上で調停や裁判をしようとするときに、実体法の準拠法、手続法の準拠法、あるいは、仲裁のルール、それに執行の問題をどんなふう考えていったらいいか、頭が痛いすねえ。

つまり、アメリカの商標法を適用するのか日本の商標法を適用するのか、また、アメリカの民事訴訟法なり仲裁法なりを適用するのか日本のそれらを適用するのか、また、

なんらかの結論が出たとしてそれを強制するためには結局いずれかの国の裁判所に持っていかなければならないのですが、たとえば、日本の裁判所がネットワーク上で行われた裁判（風の手続き？）の結論を強制することを認めることができるのだろうか？

ま：そうですね。ただ、当事者が日本人同士ならばよいですが、外国人がからんでくるとんでもなく議論が広がっていきますね。

て：この議論は多分もっとも重要なことだと思うのですが、簡単に紹介してすむことでもないの、また日をあらためて徹底的に検討することにしましょう。ところで、いわゆるgTLDについて少し説明して下さい。

ま：はい。gTLDというのは世界のインターネット関連組織や法律専門家組織が集まって、世界的な新しいドメイン秩序を作っていくということ、新たな7つのドメイン（firm、shop、web、arts、rec、info、nom）を世界の新しい登録機関を通じて認めていき、その紛争はWIPO（世界知的所有権機関）で扱おうというもの（詳細は、<http://www.gtld-mou.org>を参照して下さい）。

て：そのgTLDについては、国の区別がないのでしたっけ？

ま：ありません。

て：そうすると、国境を越えて、誰がいちばん著名なんだとか、この国ではこの言葉は普通名詞とは思われていないけれども、別の国では固有名詞だと思われるとか、あるいは、ぶどうの産地のように品質表示上大事な意味を持っているとか、いろんな、法律だけでなく、文化のぶつかりあいが出てきそうですね。これらのことも、話し合って解決していかなければならないので

すね？

ま：そうですね。gTLDは基本的に無審査です。登録機関は1月20日現在で世界で88の機関が設定されていますが、これらの登録機関には申請されたドメインを独自に審査する権限はありません。

て：そうすると、これについては、先に登録してしまってから、あとで既存の法律なり私人間の話し合いなりで解決するしかないということですね？

ま：はい。gTLDに登録されるドメイン名への異議申立ては、WIPOに設置されるACPS (ADMINISTRATIVE CHALLENGE PANEL)に対して行えるようになっていました。

て：ほかの裁判所や仲裁機関ではだめなのですか？

ま：ここが問題で、gTLDで登録されるドメインに対して文句のある人は、各国の裁判所に訴えることもできるんです。

て：gTLDの登録を申請するときに、[仲裁契約]をするということなんでしょうか？

ま：はい、申込書のチェックボックスにチェックしてACPSの[仲裁]に服することに合意するのです。もちろん拒否もできます。ですから、あまり強制力はないのかもしれませんが。また、ACPSは、各国での裁判を受ける権利を奪えません。ですから、ACPSの仲裁結果に不服であれば、各国の裁判所に訴えることができます。つまり、最終的な解決を行う力がともなわないのではないかという心配があります。

仲裁するための判断基準

て：ところで、日本弁護士連合会と弁理士会で作るであろう仲裁機関は、仲裁のルー

ルとか、実体判断の基準については、どのように考えておられるのでしょうか？

ま：この機関自体は、一般の工業所有権を前提にしています。ですから、今は話し合いの最中なのですが、一般の工業所有権について判断をしていくためのルールを作るのが先決です。

ドメイン名に関する紛争については、一般の工業所有権とは別のルールが必要かもしれませんね。

て：ところで、金融の世界ですと、国際的な大口の契約については、ニューヨーク州法やイギリス国法に準拠することがよく行われます。これは、長年、ニューヨークとロンドンが金融の中心であったため、判例の蓄積が多く、参考にできる先例が多く、当事者が安心できる、あるいは、結論が見えるので和解しやすいという配慮があるようです。そうしてみると、日本やヨーロッパであまり判例が出てこないうちにアメリカの連邦裁判所や、州裁判所でいろいろな判例が出てくると、結局、各国の仲裁機関もそれを参考にしていく傾向が出そうな気がしますね。

ま：そのとおりかもしれませんね。

公序良俗に反する ドメイン名について

て：次に、公序良俗にかかわる用語についての質問に参ります。

銀行、証券会社、特許事務所とか法律事務所とか、公益にかかわる名前がありますよね。これらは、従来の法律でも、各業法で使用制限をしていますが、同じような考え方をドメイン名にも適用すべきだということが1つありますよね。

ま：はい。

て：それからもう1つ。たとえば、正確な

医療情報を流していると見えるようなドメイン名、たとえば、aids.gr.jpとかで、不まじめな情報が流されると困りますが、このへんは、申請時にはなかなか分からないですよ？

ま：要するに言葉そのものがわけつたという場合と、言葉そのものは問題なくても、使われ方によってわけつた場合とでは異なると思います。たとえばaidsそのものは公序良俗に反する名前ではないでしょうが、rapeは微妙でしょうね。

て：でも、そのような被害にあった方を扶助するためのセンターがそういう名前を使うのは正当なのでは？

ま：そうですね。使用目的によって判断も違ってくるかもしれませんね。でも、レイプの被害者救済センターだったら、レイプセンターとするよりもレイプ救済センターとするのが普通では？ ここらは議論が出てくるでしょうが、やはり現在の日本ではレイプという言葉に対する一般の嫌悪感が強いので、やはりこの言葉は避けたほうがよいのかもしれない。

て：なるほど。目的が正当かどうかどうかにかかわらず、URLとしてそのような用語を見るのがいやな人が多いかもしれないことを考えて、新聞が、「乱暴」という言葉を使うように、機械的かつ一律に排除するというようなことなのですね。

ま：最低限の機械的な排除ということでしょうね。

て、この点については、ドメイン名登録などに関する規則 (<http://www.nic.ad.jp/jpnict/domain/rule.html>; 公開:1997年12月1日、実施:1998年3月1日)の第10条では「登録申請にかかるドメイン名が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く文字列を含む場合、そのドメイン名の登録をしないことがある」との基準が規定されています。

著名や周知の意味って？

て：ところで、個人的な話になりますが、地球を意味するterraを独占するのはいかにかなあ？

ま：この分野では、terraを誰も地球の征服者とは思わないから別にいいんじゃないの。でも、隠れて地球征服を企んでるでしょ？

て：えへへ… (^^;;;

て：第二点について、続けて質問いたします。ここで、著名とか周知とかというのは、具体的にはどのような意味でしょうか？

ま：「著名」というのは、誰が見ても特定の企業と関連があると思われるほど有名なネーミングまたはマークです。

て：すると、オムロンとか、ワコールとか、サントリーとか、京セラとか？

ま：そうですね。

て：これは、どこに暮らしてるどんな人から見て、ということでしょうか？

ま：日本に住んでいる平均的な人なら、どの分野の人でも知っているというのが基準です。

て：すると、自動車でいうと、「ポルシェ」といえば、車マニアでない人でもまず知っていますから、著名と考えるんですよね？

ま：はい。

て：たとえば、ある会社が、その会社の一般的なブランド名とは別のブランド名を高級品に付けて広めた場合、そのブランド名自体は有名だし信用を得ますよね。でも、一般人は、どこか特定のところが作っているらしいんだけどそれが誰かはよく認識し

ていないということがありますよね？これも、著名の概念には当たるわけですか？

ま：そうです。たとえば、用途によってブランドを変えている会社はたくさんあります。サニタリー分野ではTOTOが有名ですが、食器になりますとNORITAKEブランドで、どちらも有名です。要するに特定されていなくても一定の出处として一般人に認識されているブランドであればよいわけです。

て：では、三菱グループと、三菱鉛筆のように、関係がないけれど、どちらも結構有名という場合は、話し合いにまかせるしかないのでしょうか？

ま：そうですね。

て：「周知」のほうは、どう定義するんでしょうか？

ま：周知というのは、「一定の業務範囲」では非常に有名なものを指します。

て：たとえば、「ユニモグ」というダイムラー・ベンツ社の多目的四輪駆動車のブランドがありますね。ご存じですか？

ま：いや、寡聞にして知りませんでした。

て：「ユニモグ」は、鉱業とか、林業とか、防災関係では超有名です。けれども、一般人は、「メルツエデス・ベンツ」は知っていても「ユニモグ」は知らないことが多いですよね。「周知」とは、こういうことでしょうか？

ま：そのとおりです。

て：ところで、まったく話が変わりますが、LINUXで動くゲームソフトで、XBILLというものがあるんですが、ご存じでしょうか？

ま：いいえ知りません。

て：それは残念。めがねをかけた人がOS/2やAPPLE OSやSOLARISの入ったコンピュータにVIRUSを感染させようとするので、めがねをかけた人をマウスでクリックしてやっつける、一種のモグラたたきゲームです。

ま：それはおもしろいですね。

て：ところで、BILLといえば、PC業界では、やはりめがねをかけたあのお方のことですよ。XBILLの愛好者の集まりが、xbill.gr.jpとかを登録するのは、あのお方からすると、排除したいかもしれませんね？

ま：ただ、この程度では、他人を誹謗中傷したことにはならないでしょうね。たとえば、そのお方のフルネームが出てくれば問題ですが、XBILLだけでは難しいでしょう。

て：それはやはり、BILLがありふれた名前だってこともあるのでしょうか？

ま：はい。そうですね。逆にそのお方のfamily nameのほうだとあぶないかも。

て：xshintoo.gr.jpなんかもまずい？

ま：それはかえって本人が喜ぶだけだから、そんなに調子に乗せるのはやめときませう

;p

e-mail ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp